

「福島原発事故に伴う損害賠償請求研修会・セミナー及び個別相談会」の開催状況等

宮 城 県

研修会

地 域	項 目	参 加 事 業 者 数	参 加 者 数			
			事 業 者 等	市 町 村	県	合 計
仙 北	H25.11.6	20	22	5	11	38
仙 台	H25.11.14	17	23	0	10	33
仙 南	H25.11.18	15	18	4	20	42
小 計		52	63	9	41	113

セミナー

登 米	H25.12.13	21	21	1	7	29
気 仙 沼	H25.12.16	8	10	2	5	17
石 卷	H25.12.17	16	20	0	8	28
栗 原	H25.12.20	10	11	3	9	23
小 計		55	62	6	29	97

合 計	107	125	15	70	210
-----	-----	-----	----	----	-----

個別相談会

参 加 事 業 者 数	相 談 事 業 者 数		
	弁 護 士 会	ADR セン ター	合 計
12	12	4	16
10	9	5	14
11	8	6	14
33	29	15	44

9	9	9	9
6	6	6	6
9	9	9	9
8	8	8	8
32	32	32	32

65	61	15	76
----	----	----	----

「福島原発事故に伴う損害賠償請求研修会・セミナー及び個別相談会」 アンケート集計結果

宮城県環境生活部原子力安全対策課

- 調査目的：宮城県内における個人、法人・個人事業者等の福島原発事故による被害の実態と損害賠償請求の状況を把握し、今後の損害賠償請求に関するきめ細やかな支援に資する。
- 調査時期：平成25年11月6日(仙北)、14日(仙台)、18日(仙南)開催の「福島原発事故に伴う損害賠償請求研修会及び個別相談会」、平成25年12月18日(登米)、16日(気仙沼)、17日(石巻)、20日(栗原)開催の「福島原発事故に伴う損害賠償請求セミナー及び個別相談会」終了後。
- 調査対象：研修会等参加者140名のうちアンケート回答者72名が対象。業種の内訳は下記のとおり。
(市町村職員含む。複数回答あり)。

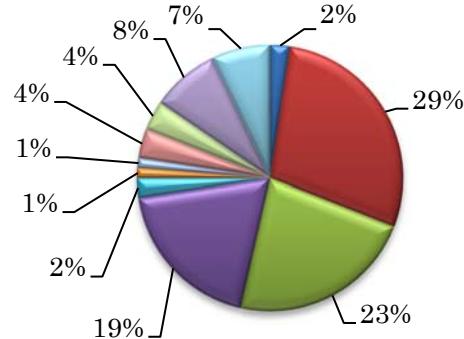
業種	個人	農林水産業	製造業	卸・小売業	運輸業	飲食店	宿泊業	観光業	サービス業	地方自治体	その他	合計
度数(n)	2	24	19	16	2	1	1	3	3	7	6	84
割合(%)	2	29	23	19	2	1	1	4	4	8	7	100

- 集計結果：下記のとおり。

説問1. 記入者に関する情報について

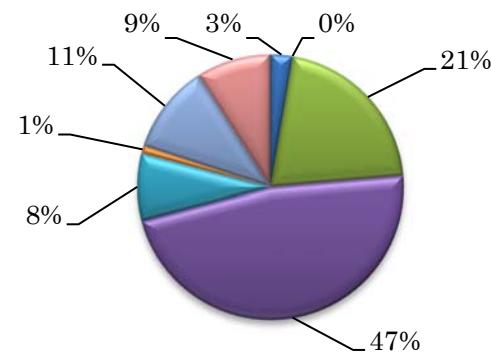
(1) 貴社(貴団体等)の業種をお聞かせ下さい。個人の場合は「1.個人」をお選び下さい。

項目	度数	(%)
1.個人	2	2
2.農林水産業	24	29
3.製造業	19	23
4.卸・小売業	16	19
5.運輸業	2	2
6.飲食店	1	1
7.宿泊業	1	1
8.観光業	3	4
9.サービス業	3	4
10.地方自治体	7	8
11.その他	6	7
合計	84	100



(4) 貴社または貴殿が被った損害について、当てはまるものをお選び下さい(複数選択可)。

項目	度数	(%)
1.避難等に伴う損害	3	3
2.航行危険区域設定等に係る損害	0	0
3.農林水産物の出荷制限等に係る損害	23	21
4.いわゆる風評被害	52	47
5.いわゆる間接被害	9	8
6.自主的避難等に関する損害	1	1
7.除染等に係る損害	12	11
8.その他	10	9
合計	110	100



(5) 貴社または貴殿が被った損害について、可能な範囲で具体的にご記入下さい。

類型毎の具体的な損害の内容については以下のとおり。

- ・避難等に伴う損害：福島県内の支店における営業損害と、避難に伴い空き家にしたことによる住宅の経年劣化等の被害が発生した。
- ・出荷制限等に係る損害：原木しいたけの出荷制限により販売できなかった。自山の原木に植菌出来なくなつた。
ほか具体的な内容 3件
- ・いわゆる風評被害：本年に入り、売上が急激に減少し始めた。風評被害によるものである。「宮城県の会社か」、「○○の会社か」、「○○の食材は売れない」等の声が強い。
ほか具体的な内容 24件
- ・出荷制限等に係る損害、いわゆる風評被害：きのこ、山菜等の出荷制限及び新聞、テレビ、インターネット

トの風評による損害が発生した。平成24年4月1日から新基準値になり、出荷制限が続出し、直売所の売上が減少し、直売所の収益と出荷者の収益が減少した。

ほか具体的な内容 8件

- ・いわゆる間接被害：土産品（主に食品）の卸売業を営んでいるが、観光地、旅館ホテル等の客数減少により、取引先の売上が減少し、結果として当社の売上も減少した。風評による間接被害と認識している。

ほか具体的な内容 1件

- ・自主適避難等に伴う損害：避難生活によって精神的にも身体的にも苦痛を感じている。経済的にも借り上げ住宅よりも家賃がかかっている。夫が毎日いないので子育てで疲れてしまい、子供にあたることもある。夫も高速の通勤により疲れており、いつ事故に遭うか心配である。

- ・除染等に係る損害：放射性物質吸収抑制対策として塩化カリ肥料を散布する機器を購入したことにより損害が発生した。

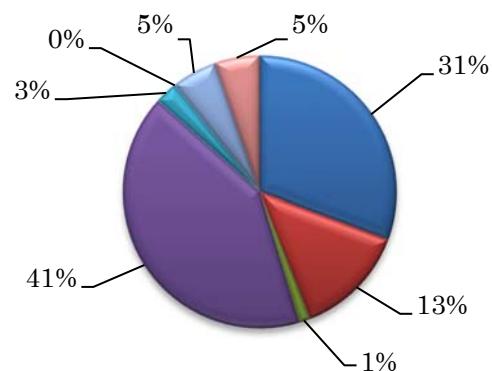
ほか具体的な内容 2件

- ・除染等に係る損害、いわゆる風評被害：稻わらの汚染による牛肉の風評被害と汚染堆肥の滞留により、新たな牛が導入できなくなった。

説問2. 東京電力（株）に対する損害賠償請求の状況について

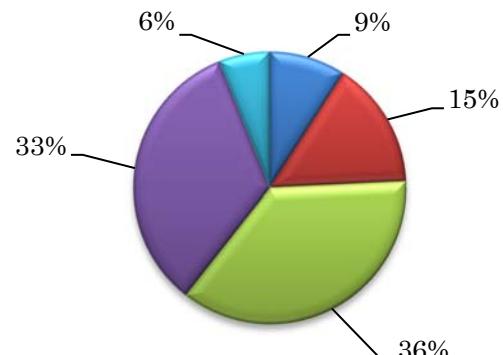
（1）東京電力（株）に対する損害賠償請求の取組状況について、当てはまるものをお選び下さい。

項目	度数	（%）
1. 現在請求を検討している	23	31
2. 請求するか判断出来ない	10	13
3. 請求する予定はない	1	1
4. 既に東京電力に直接請求した	31	41
5. 既に和解仲介を申し立てた	2	3
6. 既に裁判所へ提訴した	0	0
7. その他	4	5
8. 無回答	4	5
合計	75	100



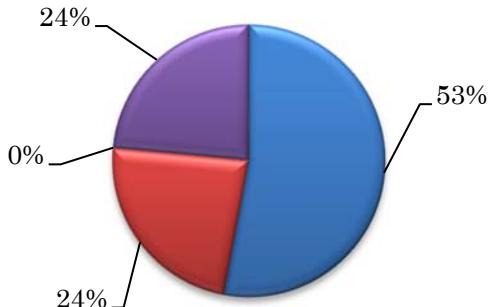
（2）（1）で「4」または「5」と回答した方 請求の結果について、当てはまるものをお選び下さい。

項目	度数	（%）
1. 和解・合意した	3	9
2. 一部和解・合意した	5	15
3. 和解・合意には至らなかった	12	36
4. 現在交渉中である	11	33
5. 無回答	2	6
合計	33	100



（3）（2）で「2」または「3」と回答した方 今後の対応について、当てはまるものをお選び下さい。

項目	度数	（%）
1. 次の手段を検討している	9	53
2. 次の手段が判断出来ない	4	24
3. 断念しようと考えている	0	0
4. 無回答	4	24
合計	17	100



（4）東京電力（株）の対応、交渉の状況等について、可能な範囲で具体的にご記入下さい。

- 東京電力に直接請求したが、中間指針に記載がないとの理由で賠償を拒否された。
- 平成23年度分に引き続き平成24年度分を請求したが、平成24年3月以降の営業損害の請求については、本件事故との相当因果関係を認めることは出来ないと回答であった。
- 東京電力の担当者が交代する度に対応が変わる。また、中間指針から外れたケースについて、話しが進

まない。

- ・福島県、栃木県、茨城県の被害について合意したが、他の東北地方及び千葉県の被害について請求を予定している。
- ・企業全体の売上が悪化していない、他の事業所で製品を製造可能なので、賠償の対象とはならないとの回答であった。

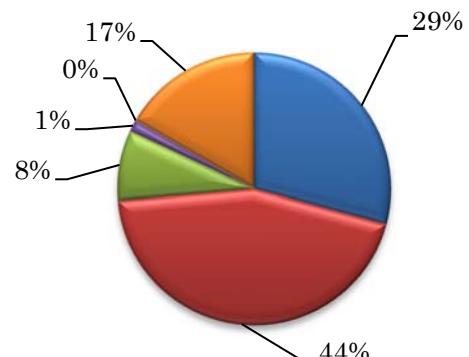
ほか回答 18 件

説問 3. 本日の研修会の内容について

(1) 本日の研修内容に対する感想について、当てはまるものをお選び下さい。

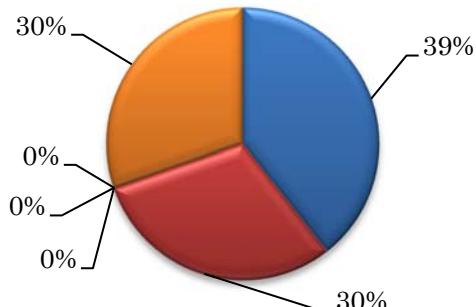
① 東京電力に対する損害賠償請求について [仙台弁護士会]

項目	度数	(%)
1. 大変参考になった	21	29
2. 参考になった	32	44
3. 普通	6	8
4. あまり参考にならない	1	1
5. 参考にならない	0	0
6. 無回答	12	17
合計	72	100



② 和解の仲介の申し立て等について [原子力損害賠償紛争解決センター]

項目	度数	(%)
1. 大変参考になった	13	39
2. 参考になった	10	30
3. 普通	0	0
4. あまり参考にならない	0	0
5. 参考にならない	0	0
6. 無回答	10	30
合計	33	100



(2) 本日の研修内容について、特に参考になった講演とそのポイントをご記入下さい。

損害賠償請求の方法について

- ・損害賠償請求の方法が分からなかつたので、複数の請求方法があることが分かり良かった。

ほか類似回答 8 件

東京電力の賠償基準について

- ・東京電力の主張は一方的な主張に過ぎないことが参考となった。

ほか類似回答 1 件

原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立について

- ・紛争解決センターに依頼した方が確実に早期に解決できることがわかった。本研修会に参加しなければわからない事が多すぎるので、参加できて良かったと思う。

ほか類似回答 9 件

その他、中間指針や時効等について

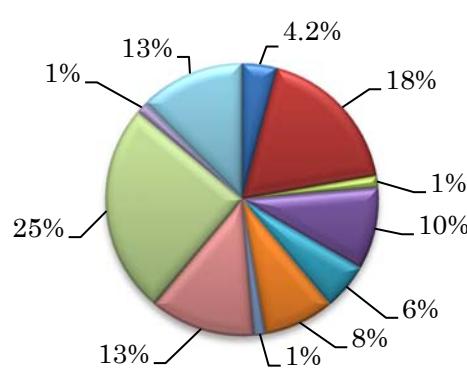
- ・時効完成後の協議に関する点が参考となった。
- ・風評被害に関する新しい指針が出ていることを初めて知った。

ほか類似回答 5 件

説問 4. 研修会の運営等について

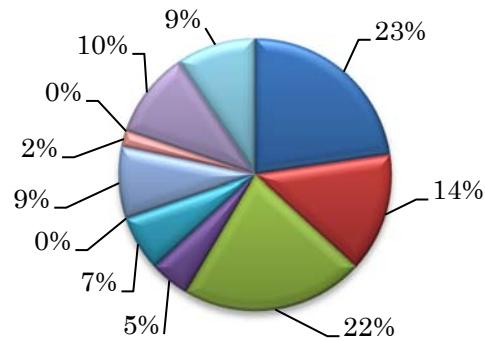
(1) 本研修会をどの方法でお知りになりましたか？当てはまるものをお選び下さい（複数選択可）。

項目	度数	(%)
1. ホームページ	3	4
2. 開催チラシ	13	18
3. 新聞記事	1	1
4. 県窓口	7	10
5. 市町村窓口	4	6
6. 関係団体窓口	6	8
7. 金融機関窓口	1	1
8. 知り合いからの紹介	9	13
9. 関係機関からの案内	18	25
10. その他	1	1
11. 無回答	9	13
合計	72	100



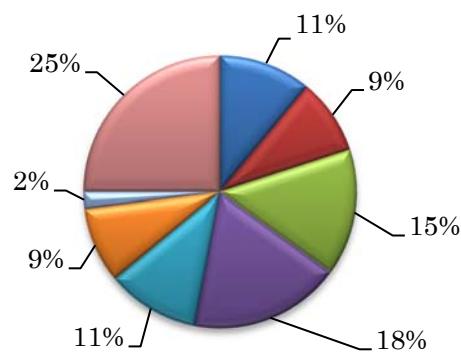
(2) 本研修会にご参加いただいた動機について、当てはまるものをお選び下さい（複数選択可）。

項目	度数	(%)
1. 損害賠償の概要を知りたい	24	23
2. 中間指針の概要を知りたい	15	14
3. 損害賠償請求の方法を知りたい	23	22
4. 東京電力に直接請求したい	5	5
5. 和解仲介を申し立てたい	7	7
6. 裁判所へ訴訟を提起したい	0	0
7. 弁護士に相談したい	9	9
8. 弁護士に依頼したい	2	2
9. 弁護士への依頼方法を知りたい	0	0
10. その他	11	10
11. 無回答	10	9
合計	106	100



(3) 今後の本研修会等の開催について、希望するものがあればお選び下さい（複数選択可）。

項目	度数	(%)
1. 一般的な内容の研修会	11	11
2. 法律的な専門知識の研修会	9	9
3. 損害類型単位の研修会	15	15
4. 紛争解決センターによる相談会	18	18
5. 弁護士による相談会	11	11
6. 東京電力(株)による説明会	9	9
7. その他	2	2
8. 無回答	25	25
合計	100	100



(4) 今後、取り上げてもらいたいテーマや県に望む支援等がございましたら、ご記入下さい。

- 対象地域、対象品目等の区分が曖昧なもの、山菜など採取地が複数の県に跨る場合などの難しい案件について、具体例があれば教えて欲しい。
- 観光業の風評被害に関する賠償請求のケーススタディ。
- 農地の回復と除染に関するもの。
- 従業員の健康に関するもの。汚染堆肥及び汚染牧草の処分に関するもの。
- 観光業や飲食店等の風評被害に関するもの。
- 損害賠償請求交渉における成功例や失敗例に関するもの。
- 三陸沿岸の水産業の在り方について。
- 地場産品の販売促進に関する企画・支援について。
- 東京電力の賠償基準の緩和。ADRへの提出資料の緩和。

説問5. その他

ご意見・ご要望等ございましたら、自由にご記入下さい。

- 他の方々とは全く異なった事業だと思い、まずは専門家の意見をお伺いしたく参加しました。大変ありがとうございました。
- 会計事務所の担当に相談しても、経験がないため、解らない場合が多いので、今回の資料等を県から税理士や会計事務所等に配布いただけたら、話しが早く、損害金額も円滑に算出できると思う。
- 小規模の直売所に生産物を出荷する生産者、JAに出荷していない生産者については、どのように請求して行けば良いかわからない。
- 今後の賠償請求の進め方などが十分理解できた。
- ありがとうございました。
- 直接請求では難しい点が多いので、行政の力を借りられないか？
- 東京電力の回答の中に、第三者及び公的機関による検査指示等があれば賠償対象になるとのことなので、県から放射能検査を実施する旨の指示をお願いしたい。

5 自由筆記の設問における具体的な回答：下記のとおり。

説問1. 記入者に関する情報について

(5) 被った損害の具体的な状況等

【研修会】

- ・本年に入り、売上が急激に減少し始めた。風評被害によるものである。「宮城県の会社か」、「○○の会社か」、「○○の食材は売れないんだよな」等の声が強い。
- ・木材チップの製造をしており、製紙原料として皮なしの木材チップを出荷している。剥皮したバークを粉碎処理して販売していたが、放射能被害のため、販売できなくなった。
- ・木質バイオマスを焼却して出る灰は、震災前には生コン会社で買ってくれるということだったが、その灰を買ってもらえないどころか、産業廃棄物としても処分業者が受け取ってくれない状況となり、悩んでいる。
- ・観光業、製造業に関する風評被害。山菜の採取自粛による売上減少。これらに伴う製造の中止。
- ・原材料であるカキ殻に規定値以上の放射能が降った。風評により売上が激減した。
- ・原木しいたけの生産において、原発事故に伴う資材高騰と生産物の風評被害。
- ・地産地消製品の販売中止。検査費用。関西、四国における風評被害。
- ・きのこ、山菜等の出荷制限及び新聞、テレビ、インターネット上の風評被害による損害。平成24年4月1日から基準値が100Bq/kgになったことに伴い出荷制限が続出し、直売所の売上が減少し、直売所の収益及び出荷者（組合員）の収益が減少した。
- ・原木しいたけの出荷制限により販売できなかった。自山の原木に植菌出来なくなった。
- ・地産地消製品が売れなくなり、また、値引きや廃業に繋がった。
- ・養豚経営を行っているが、風評被害により枝肉価格が下がってしまい、所得が少なくなった。
- ・米の販売が急激に減少した。
- ・避難生活によって精神的にも身体的にも苦痛を感じている。経済的にも借り上げ住宅よりも家賃がかかっている。夫が毎日いないので子育てで疲れてしまい、子供にあたることもある。夫も高速の通勤により疲れしており、いつ事故に遭うか心配である。
- ・福島県内の支店における営業損害と、避難に伴い空き家にしたための住宅の経年劣化被害。
- ・土産品（主に食品）の卸売業を営んでいるが、観光地、旅館ホテル等の客数減少により、取引先の売上が減少し、結果として当社の売上も減少した。風評による間接被害と認識している。
- ・きのこの菌床栽培用おが粉の製造販売に関し、汚染及び風評により損害を被った。また、立木の在庫が汚染により使用不能となつた。
- ・売上が減少した。
- ・釣り具、漁具の販売額が減少した。
- ・肉豚の販売減少、農産物加工に伴う県産品の販売先減少、農地の汚染、培土の販売不能。
- ・最近になって遠方の販売額が減少した。
- ・放射性物質吸収抑制対策として塩化カリ肥料を散布する機器を購入したことによる損害。
- ・肉牛の出荷遅延、風評被害。牧草の代替飼料の増加。除染費用の負担。堆肥の保管と風評被害。
- ・浄水場の簡易屋根の設置に係る費用、施設の除染に係る費用、対策のための新設部署設置に伴う給与の増加。（これらは賠償の対象とはならないとの回答であった。）
- ・風評被害を考慮し、平成24年度に観光業施設を休業したことによる損害。

【セミナー】

- ・観光客の減少とそれに伴う農産物、特産品販売等の売上減少。
- ・素牛の販売価格の下落、出荷先の減少、新規出荷先の減少。
- ・養殖淡水魚の販売減少。
- ・原木栽培をしているものにとって、販売及び出荷できないことは死活問題である。
- ・汚染堆肥の処分が進まず、堆肥舎が使用できない。
- ・稻わらの汚染による牛肉の風評被害と汚染堆肥の滞留。
- ・主に風評被害による売上の減少及び出荷制限による取扱量の減少。
- ・放射線の検査費用。
- ・カキ殻肥料の風評被害による全国への販売量の大幅な減少。
- ・鮮魚の風評被害。
- ・○○産の海産物（若布・昆布）を仕入・販売しているが、平成24年産の生産物が、風評被害により消費地や量販店から敬遠され、販売量が減少した。
- ・無農薬栽培米の販売量、顧客数共に減少した。
- ・水産物の出荷制限と風評被害により輸送量が減少した。
- ・養殖種苗、活魚等の売上が減少した。
- ・平成24年度における銀ザケの売上減少。
- ・海外への輸出量、西日本における商圈等の総合的な売上の減少。
- ・畜産農家が廃業したため、飼料の販売量が減少した。
- ・食品製造業を営んでおり、首都圏や関西の百貨店等に販売しているが、汚染水問題の時期に大手コンビニとの取引が説明もないままに打ち切りとなり、風評被害ではないかと思っている。また、平成23年9月頃から毎月製品の検査を実施している。
- ・加工食品のネット販売を計画し、準備していたが、原発事故により輸出禁止となった。また、風評被害により多大な在庫を抱えてしまい、自家消費や地域に配って処分してしまった。当時を証明できる資料がわざかしかなく、請求するかどうか今まで悩んでいた。
- ・直売所の売上が減少した。
- ・風評により豚肉の販売先を変更した事による損害と東西の販売価格の変化。
- ・農産物直売所の売上が減少した。
- ・風評被害による豚肉の相場の下落。

説問2. 東京電力（株）に対する損害賠償請求の状況について

（4）東京電力（株）の対応、交渉の状況等

【研修会】

- ・東京電力の対応等には問題がある。
- ・過去に6～7回、東京電力と面談したが、東京電力の対応は論外である。
- ・今年の4月当たりから交渉が面倒になった。東京電力担当者の聞き取りがしつこい。
- ・中間指針に記載のない品目は受け付けられず、指導もなかった。
- ・平成22年度、平成23年度分に植菌出来なかった分の休業補償について交渉している。
- ・現在ADRに申し立てている。
- ・昨年別件をADRに申し立てたが、支払いに1年もかかった。東京電力は言葉遣いは大変丁寧だが全く誠意はなかつた。今でも不信感を持っている。
- ・福島県、栃木県、茨城県の被害について合意したが、他の東北地方及び千葉県の被害について請求を予定している。
- ・企業全体の売上が悪化していない、他の事業所で製品を製造可能なので、賠償の対象とはならないとの回答であつた。
- ・売上減少と原発事故との相当因果関係を認めることができると判断された。
- ・東京電力の担当者が交代する度に対応が変わる。また、中間指針から外れたケースについて、話しが進まない。
- ・JA経由で半額を受領済みであるが、除染費用は未払い。堆肥については、東京電力に直接請求済み。
- ・東京電力担当者には親切に対応いただいた（来訪回数3回）。休業補償額については、請求額の60%であった。

【セミナー】

- ・平成23年度分に引き続き平成24年度分を請求したが、平成24年3月以降の営業損害の請求については、本件事故との相当因果関係を認めることは出来ないとの回答であった。
- ・損害額の算定方法について、価格下落方式にするか、原価積上げ方式にするかで交渉したが、未だ回答がない。
- ・東京電力と数回話し合いをしたが、他人事のような返答しか帰ってこず、非常に腹がたつた。
- ・JA協議会に依頼してある。
- ・東京電力に直接請求したが、中間指針に記載がないとの理由で賠償を拒否された。
- ・第1回目の賠償額が確定し、合意書を取り交わす状況で、年明けに第2回目の請求を行う予定。
- ・銀ザケはあきらめて、活魚だけを請求してはどうかと言われている。
- ・東京電力の説明会に参加して会社へも来もらつた。今後直接請求を進めていく予定。
- ・東京電力に直接請求したが、中間指針に記載がないとの理由で賠償を拒否された。

説問3. 本日の研修会の内容について

（2）研修内容について、特に参考になった講演とそのポイント

【研修会】

- ・損害賠償請求の方法について等。
- ・紛争解決センターに依頼した方が確実に早期に解決できることがわかつた。本研修会に参加しなければわからない事が多すぎるので、参加できて良かったと思う。
- ・被害額の算定方法、紛争解決センターの長所と和解事例、原価償却費は利益に換算しないことなど。明確な被害金額が算定できなくても、また、明確な証拠等がなくとも、申し立てが可能であることが分かつたことは、大きな力強い味方を得た気がする。
- ・東京電力の主張は一方的な主張に過ぎないことが参考となつた。
- ・東京電力の基準は最低限の基準であり、それ以外の部分については再請求を検討していくべきという点が参考となつた。
- ・時効完成後の協議に関する点が参考となつた。
- ・自分の賠償の進め方と対比させることができ、良く理解できた。
- ・損害賠償請求の方法について少し理解ができた。
- ・ADRは中立であり、裁判所に訴訟を提起するより損害が認められる場合が多いという点。PがなかつたらQは生じなかつたという相当因果関係の説明。
- ・風評被害に関する新しい指針が出ていることを初めて知つた。
- ・原発ADRの内容が参考となつたので、ADRでの解決策を検討したい。
- ・ADRの存在、目的の認識が変わりました。
- ・時効に関する説明。ADRにおける和解案の判断。
- ・今後ADRへの申し立てを進めたい。

【セミナー】

- ・損害賠償請求の時効について。
- ・ADRへの和解仲介申立に関する詳しい説明があつた。
- ・損害賠償請求方法の比較について。
- ・損害賠償請求の方法とその違いについて理解できた。
- ・損害賠償請求の方法が分からなかつたので、複数の請求方法があることが分かり良かった。
- ・法律的な事項について。
- ・ADRの存在を初めて知つた。
- ・ADRの利用方法について。
- ・請求方法毎に分かりやすく講義を進めていただき良かった。
- ・時効の延長に関することと、ADRの活用方法について。
- ・色々な事例があり、参考になつた。
- ・法律的なアプローチの手順や解釈などについて。
- ・ADRの解決方法により道が開けると感じた。
- ・損害賠償請求の3つの方法等について。

説問4. 研修会の運営等について

(4) 今後、取り上げてもらいたいテーマや県に望む支援等

【研修会】

- ・対象地域、対象品目等の区分が曖昧なもの、山菜など採取地が複数の県に跨る場合などの難しい案件について、具体例があれば教えて欲しい。
- ・観光業の風評被害に関する賠償請求のケーススタディ。
- ・農地の回復と除染に関するもの。
- ・従業員の健康に関するもの。汚染堆肥及び汚染牧草の処分に関するもの。

【セミナー】

- ・観光業や飲食店等の風評被害に関するもの。
- ・損害賠償請求交渉における成功例や失敗例に関するもの。
- ・○○地域の水産業の在り方について。
- ・地場産品の販売促進に関する企画・支援について。
- ・東京電力の賠償基準の緩和。ADRへの提出資料の緩和。

設問5. その他

ご意見・ご要望等

【研修会】

- ・他の方々とは全く異なった事業だと思い、まずは専門家の意見をお伺いしたく参加しました。大変ありがとうございました。
- ・会計事務所の担当に相談しても、経験がないため、解らない場合が多いので、今回の資料等を県から税理士や会計事務所等に配布いただけたら、話しが早く、損害金額も円滑に算出できると思う。
- ・小規模の直売所に生産物を出荷する生産者、JAに出荷していない生産者については、どのように請求して行けば良いかわからない。
- ・今後の賠償請求の進め方などが十分理解できた。
- ・ありがとうございました。
- ・直接請求では難しい点が多いので、行政の力を借りられないか？
- ・東京電力の回答の中に、第三者及び公的機関による検査指示等があれば賠償対象になることなので、県から放射能検査を実施する旨の指示をお願いしたい。

【セミナー】

特になし